

協定事項の変更に関する合意書

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（令和４年１月２６日調印。以下「令和４年協定」という。）に関し、まほろば環境衛生組合による（仮称）廃棄物運搬中継施設（安堵町内。以下「運搬中継施設」という。）の設置時期（当初予定：令和７年１月）が、建設工事の工期延長により現時点で令和７年９月となる見込みであることを踏まえ、協定当事者である大字古寺区（代表者区長 堀内 信幸 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は協議し、令和４年協定の一部を下記のとおり変更することに合意した。

なお、本合意は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条の規定に基づき、広陵町議会の議決があった日から効力を生ずるものとする。

記

第１ 令和４年協定の第３条を次のとおり変更する。

（運搬中継施設稼働までの間のごみの取扱い）

第３条 運搬中継施設の操業が開始（令和７年１０月１日見込み。以下同じ。）されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

２ 広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始（令和７年５月１日見込み）されてから運搬中継施設の操業が開始されるまでの間、前項の積替えに加えて安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

第２ 令和４年協定の第５条第３項を次のとおり変更する。

３ 第３条の規定により、運搬中継施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみ並びに安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用することから、乙は引き続き地元及び周辺大字に令和３年度と同額の環境整備費を支払うものとする。運搬中継施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年１１月１１日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺５６８番地
古寺区
同代表者 古寺区長

堀内 信幸 

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷５８３番地１
広陵町
広陵町長

山村 吉由 

立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷
広陵町議会議長

后 福一 